

第2号議案

職員就業規則等の改定について

(案)

1. 改定内容

- ・「職員就業規則」「職員給与規程」「役員給与規程」「役員に対する勤勉手当の支給に関する規程」について別紙1～4のとおり改定することとしたい。

2. 施行日及び適用日について

- ・施行日 平成27年9月2日
- ・適用日 平成27年7月1日

改正後	改正前																																																								
<p>第4節 休暇</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第25条 本機関は、毎年4月1日（以下、「基準日」という）に、20日の年次有給休暇を与える。ただし、基準日前の4月1日から3月31日までの1年間における全労働日に対する出勤日の割合（以下、「出勤率」という）が8割以上である事を条件とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、採用初年度の年次有給休暇の付与は15日とする。</p> <p>3 基準日以後に採用又は復職した職員には、次の表のとおり年次有給休暇を与える。<u>ただし、国等の職員がこの規則の適用を受ける職員となった場合には、本機関は、その者が国等の職員を退職する時点において保有していた年次有給休暇の日数を承継する。</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">採用・復職月</td> <td style="text-align: center;">4月</td> <td style="text-align: center;">5月</td> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">7月</td> <td style="text-align: center;">8月</td> <td style="text-align: center;">9月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休暇日数</td> <td style="text-align: center;">20日 (15日)</td> <td style="text-align: center;">18日 (14日)</td> <td style="text-align: center;">17日 (13日)</td> <td style="text-align: center;">15日 (11日)</td> <td style="text-align: center;">13日 (10日)</td> <td style="text-align: center;">12日 (9日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">採用・復職月</td> <td style="text-align: center;">10月</td> <td style="text-align: center;">11月</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: center;">1月</td> <td style="text-align: center;">2月</td> <td style="text-align: center;">3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休暇日数</td> <td style="text-align: center;">10日 (8日)</td> <td style="text-align: center;">8日 (6日)</td> <td style="text-align: center;">7日 (5日)</td> <td style="text-align: center;">5日 (4日)</td> <td style="text-align: center;">3日 (3日)</td> <td style="text-align: center;">2日 (1日)</td> </tr> </table> <p>備考：括弧内の日数は採用者に適用</p>	採用・復職月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	休暇日数	20日 (15日)	18日 (14日)	17日 (13日)	15日 (11日)	13日 (10日)	12日 (9日)	採用・復職月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	休暇日数	10日 (8日)	8日 (6日)	7日 (5日)	5日 (4日)	3日 (3日)	2日 (1日)	<p>第4節 休暇</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第25条 本機関は、毎年4月1日（以下、「基準日」という）に、20日の年次有給休暇を与える。ただし、基準日前の4月1日から3月31日までの1年間における全労働日に対する出勤日の割合（以下、「出勤率」という）が8割以上である事を条件とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、採用初年度の年次有給休暇の付与は15日とする。</p> <p>3 基準日以後に採用又は復職した職員には、次の表のとおり年次有給休暇を与える。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">採用・復職月</td> <td style="text-align: center;">4月</td> <td style="text-align: center;">5月</td> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">7月</td> <td style="text-align: center;">8月</td> <td style="text-align: center;">9月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休暇日数</td> <td style="text-align: center;">20日 (15日)</td> <td style="text-align: center;">18日 (14日)</td> <td style="text-align: center;">17日 (13日)</td> <td style="text-align: center;">15日 (11日)</td> <td style="text-align: center;">13日 (10日)</td> <td style="text-align: center;">12日 (9日)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">採用・復職月</td> <td style="text-align: center;">10月</td> <td style="text-align: center;">11月</td> <td style="text-align: center;">12月</td> <td style="text-align: center;">1月</td> <td style="text-align: center;">2月</td> <td style="text-align: center;">3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">休暇日数</td> <td style="text-align: center;">10日 (8日)</td> <td style="text-align: center;">8日 (6日)</td> <td style="text-align: center;">7日 (5日)</td> <td style="text-align: center;">5日 (4日)</td> <td style="text-align: center;">3日 (3日)</td> <td style="text-align: center;">2日 (1日)</td> </tr> </table> <p>備考：括弧内の日数は採用者に適用</p>	採用・復職月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	休暇日数	20日 (15日)	18日 (14日)	17日 (13日)	15日 (11日)	13日 (10日)	12日 (9日)	採用・復職月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	休暇日数	10日 (8日)	8日 (6日)	7日 (5日)	5日 (4日)	3日 (3日)	2日 (1日)
採用・復職月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																			
休暇日数	20日 (15日)	18日 (14日)	17日 (13日)	15日 (11日)	13日 (10日)	12日 (9日)																																																			
採用・復職月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																			
休暇日数	10日 (8日)	8日 (6日)	7日 (5日)	5日 (4日)	3日 (3日)	2日 (1日)																																																			
採用・復職月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																			
休暇日数	20日 (15日)	18日 (14日)	17日 (13日)	15日 (11日)	13日 (10日)	12日 (9日)																																																			
採用・復職月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																			
休暇日数	10日 (8日)	8日 (6日)	7日 (5日)	5日 (4日)	3日 (3日)	2日 (1日)																																																			

- 4 基準日前 1 年間の出勤率が 8 割未満の職員については、前 1 年間に出勤した日数に応じ、出勤率に準じて年次有給休暇を与える。
- 5 第 1 項の出勤率の算定に当たっては、年次有給休暇、特別休暇、生理休暇、産前産後休暇、私傷病休暇、公傷病休暇、育児休業、看護休暇、介護休業及び介護休暇の各期間は、出勤したものとみなす。
- 6 年次有給休暇は、労働者が予め請求する時季に取得させる。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 7 当該年度に付与された年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合は、残日数を翌年に 20 日を限度として繰り越すことができる。この場合において、翌年度はこれらの繰り越し分から先に取得するものとする。
- 8 年次有給休暇については、給与を支給する。
- 9 本機関は、年次有給休暇を取得したことを理由として賃金、賞与その他の処遇において不利益な取り扱いをしない。

- 4 基準日前 1 年間の出勤率が 8 割未満の職員については、前 1 年間に出勤した日数に応じ、出勤率に準じて年次有給休暇を与える。
- 5 第 1 項の出勤率の算定に当たっては、年次有給休暇、特別休暇、生理休暇、産前産後休暇、私傷病休暇、公傷病休暇、育児休業、看護休暇、介護休業及び介護休暇の各期間は、出勤したものとみなす。
- 6 年次有給休暇は、労働者が予め請求する時季に取得させる。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 7 当該年度に付与された年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合は、残日数を翌年に 20 日を限度として繰り越すことができる。この場合において、翌年度はこれらの繰り越し分から先に取得するものとする。
- 8 年次有給休暇については、給与を支給する。
- 9 本機関は、年次有給休暇を取得したことを理由として賃金、賞与その他の処遇において不利益な取り扱いをしない。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。</p> <p>2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。</p> <p>なお、基準日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する職員には期末手当は支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 無給休職者 二 育児休業者(就業規則第33条の規定に該当する職員をいう。) <p>ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、6月支給分については100分の122.5、12月支給分については100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 6ヶ月 100分の100 二 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80 三 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60 	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。</p> <p>2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又解雇(懲戒解雇は除く。)した職員についても同様とする。</p> <p>なお、基準日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する職員には期末手当は支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 無給休職者 二 育児休業者(就業規則第33条の規定に該当する職員をいう。) <p>ただし、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した時間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、6月支給分については100分の122.5、12月支給分については100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 6ヶ月 100分の100 二 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80 三 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60

四 3ヶ月未満 100分の30

4 国等の職員がこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して期末手当を支給するときは、期末手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間を本機関の職員として在職した期間とみなす。ただし、期末手当の対象となる期間に関し、国等から期末手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。

5 期末手当は、第4条別表2の適用を受ける職員には支給しない。

(育児休業等の期末手当に係る在職期間の算定)

第20条 育児休業をしている職員として在職した期間についての、期末手当に係る在職期間の算定については、当該育児休業をした期間の2分の1を除算する。

2 職員が育児・介護休業に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）規程第20条に規定する育児短時間勤務職員として在職した期間についての、期末手当に係る在職期間の算定については、当該育児短時間勤務をした機関から当該育児短時間勤務をした期間に算出率（当該職員1週間あたりの勤務時間を38時間20分で除して得た数）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1を除算する。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日

四 3ヶ月未満 100分の30

(新設)

4 期末手当は、第4条別表2の適用を受ける職員には支給しない。

(育児休業等の期末手当に係る在職期間の算定)

第20条 育児休業をしている職員として在職した期間についての、期末手当に係る在職期間の算定については、当該育児休業をした期間の2分の1を除算する。

2 職員が育児・介護休業に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）規程第20条に規定する育児短時間勤務職員として在職した期間についての、期末手当に係る在職期間の算定については、当該育児短時間勤務をした機関から当該育児短時間勤務をした期間に算出率（当該職員1週間あたりの勤務時間を38時間20分で除して得た数）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1を除算する。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日

前 1 ヶ月以内に退職又解雇（懲戒解雇は除く。）した職員についても同様とする。ただし、第 19 条第 2 項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前 1 ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表 3 に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第 4 条別表 2 の適用を受ける職員については、別表 4 に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 67.5（第 4 条別表 2 の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100 分の 83.5 以上 100 分の 135 以下

二 直近の評定が優秀である職員 100 分の 74 以上 100 分の 83.5

三 直近の評定が良好である職員 100 分の 64.5

四 直近の評定が良好でない職員 100 分の 64.5 未満

4 第 19 条第 4 項の規定は、勤勉手当について準用する。

（育児休業等の勤勉手当に係る在職期間の算定）

第 22 条 育児休業をしている職員として在職した期間についての、勤勉手当に係る在職期間の算定については、当該育児休業をした期間を除算する。

前 1 ヶ月以内に退職又解雇（懲戒解雇は除く。）した職員についても同様とする。ただし、第 19 条第 2 項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前 1 ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表 3 に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第 4 条別表 2 の適用を受ける職員については、別表 4 に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 67.5（第 4 条別表 2 の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100 分の 83.5 以上 100 分の 135 以下

二 直近の評定が優秀である職員 100 分の 74 以上 100 分の 83.5

三 直近の評定が良好である職員 100 分の 64.5

四 直近の評定が良好でない職員 100 分の 64.5 未満

(新設)

（育児休業等の勤勉手当に係る在職期間の算定）

第 22 条 育児休業をしている職員として在職した期間についての、勤勉手当に係る在職期間の算定については、当該育児休業をした期間を除算する。

2 職員が育児介護休業規程第 20 条に規定する育児短時間勤務職員として在職した期間についての、勤勉手当に係る在職期間の算定については、当該育児短時間勤務をした期間から当該育児短時間勤務をした期間に算出率（当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 20 分で除して得た数）を乗じて得た期間を控除して得た期間を除算する。

2 職員が育児介護休業規程第 20 条に規定する育児短時間勤務職員として在職した期間についての、勤勉手当に係る在職期間の算定については、当該育児短時間勤務をした期間から当該育児短時間勤務をした期間に算出率（当該職員の 1 週間当たりの勤務時間を 38 時間 20 分で除して得た数）を乗じて得た期間を控除して得た期間を除算する。

改正後	改正前
<p>(特別手当)</p> <p>第8条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30</p> <p><u>3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。</u></p>	<p>(特別手当)</p> <p>第8条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一 6か月 100分の100</p> <p>二 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>三 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>四 3か月未満 100分の30（期末手当）</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の支給)</p> <p>第1条 6月1日、及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する理事長及び理事に対し、勤勉手当を支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 <p><u>2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を</u></p>	<p>(勤勉手当の支給)</p> <p>第1条 6月1日、及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する理事長及び理事に対し、勤勉手当を支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>(勤勉手当の額)</p> <p>第2条 手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 <p><u>(新設)</u></p>

受けている場合はこの限りでない。

別表 勤勉手当の支給割合

優秀	100分の155以下、 100分の83.5以上
良好	100分の72.5
良好でない	100分の72.5未満

(勤勉手当の支給時期)

第3条 勤勉手当は、特別手当の支給日に支給する。